

債券・公社債投信の税制が変わりました

1 債券・公社債投信の譲渡益が課税対象になりました

2015年12月末まで	2016年1月以降
原則非課税	申告分離課税 税率20.315%（復興特別所得税を含む）

- 債券・公社債投信の譲渡益（償還益を含みます）は、20.315%の申告分離課税になり、**原則、確定申告が必要となりました。**
- 債券の利子・公社債投信の収益分配金についても、2016年1月から申告分離課税になりましたが、20.315%の源泉徴収が行われるため、確定申告の必要はありません。

2 株式・株式投信の譲渡損益や配当金等との損益通算、譲渡損・償還損の繰越しができるようになりました

2015年12月末まで		2016年1月以降	
株式・株式投信との損益通算	不可	株式・株式投信の譲渡損益・配当金等との損益通算	可能
譲渡損・償還損の翌年以降への繰越し	不可	翌年以降3年間の繰越し（確定申告が必要）	可能

- 適用されない債券や公社債投信があります。
- 株式の配当や株式投信の収益分配金について、総合課税を選択した場合には、損益通算の対象となりません。

3 債券・公社債投信も特定口座での取扱いが可能になりました

特定口座を開設されていないお客様は事前に、特定口座を開設しておく必要があります

2015年12月末まで		2016年1月以降	
特定口座での取り扱い	不可	特定口座での取り扱い	可能

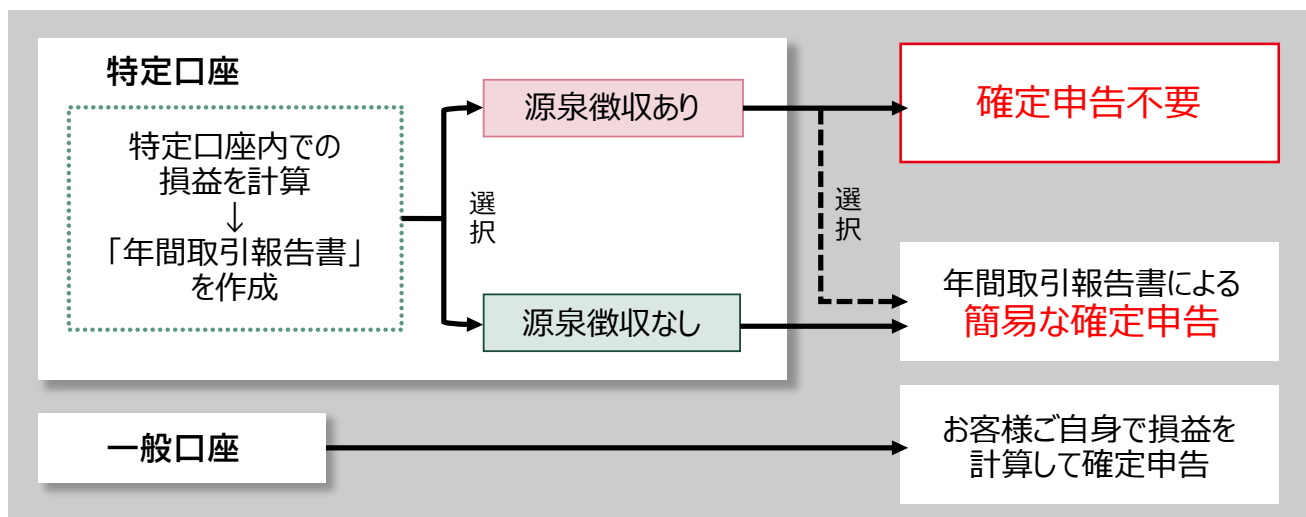
- 特定口座では、岩井コスモ証券がお客様に代わって取得日や取得費の管理、譲渡損益等の計算を行うので、確定申告の計算・手続きなどの負担が軽減されます。
- 源泉徴収ありの特定口座を選択すれば、お客様は原則として確定申告をする必要がありません。

税制改正のイメージ

2015年12月末まで		2016年1月以降	
債券・公社債投信の譲渡益	原則非課税	申告分離課税 （譲渡所得） 税率 20.315% 復興特別所得税を含みます	申告分離課税 20.315% 源泉徴収。確定申告不要 選択により確定申告も可能
債券の償還益	総合課税（雑所得）		
公社債投信の償還益・解約益	源泉分離課税（利子所得） 20.315%源泉徴収		
債券の利子・公社債投信の分配金	源泉分離課税（利子所得）		

※外貨建ての場合、譲渡損益・償還損益には為替損益が含まれます。

■ 特定口座の仕組み



- 特定口座内の取引について岩井コスモ証券がお客様に代わって取得日や取得費の管理、譲渡損益等の計算を行い、税額を算出して特定口座年間取引報告書を作成します。「源泉徴収あり」をご利用の場合、納税手続きも岩井コスモ証券が行いますので、確定申告は不要です。
※売却損等の繰越し、他の口座との損益通算を行うには確定申告が必要です。
- 「源泉徴収なし」をご利用の場合は、「年間取引報告書」による簡易な確定申告が行えます。
- 2016年からは、債券・公社債投信の譲渡損益（償還損益を含みます）や利子・分配金等も特定口座で管理できるようになりました。

■ 特定口座で管理できる債券・公社債投信

- 2016年1月から、特定公社債・公募公社債投資信託(特定公社債等)は特定口座での管理が可能となりました。
- 特定口座での受入れが可能なのは、原則として、その特定口座を通じて取得するものに限られます。

特定公社債等	特定公社債	国債、地方債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、財形貯蓄等 ※岩井コスモ証券で購入された円貨建て債券、外貨建て債券は、一部を除いて特定公社債に該当します
	公募公社債投信	「MMF」、「中期国債ファンド」、「MRF」、「外貨MMF」、「公社債投信」、「ボンドセレクトトラスト」等

■ 保有されている特定公社債等の特定口座への預け入れについて

- 2015年12月末までに取得され、取得後当社の一般口座で保有されている特定公社債等は、2016年1月1日から2016年12月31日までの間、一定の手続きにより特定口座に預け入れることができます。
- 特定口座に預け入れる特定公社債等の、取得日、取得価額を証明する一定の書類(取引報告書、顧客勘定元帳、取引残高報告等)、当社所定の依頼書等が必要です。
- 2016年1月1日以降に当社で一般口座を通じて買付け(募集・売上等を含みます)された特定公社債等を特定口座に預け入れることはできません。

当資料は、2016年7月1日時点における税制をもとに作成しております。税制改正などにより変更となる場合がありますので、ご注意ください。また、一般的な内容であり必ずしも全ての事例に対応するものではありません。個別の具体的な内容については、税理士や所轄の税務署等の専門家にご相談いただくようお願いいたします。